政令

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十四号

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

森林経営管理法による不動産登記に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十五号

森林経営管理法による不動産登記に関する政令

内閣は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条　この政令は、森林経営管理法（以下「法」という。）第五十四条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めるものとする。

（所有権の移転の登記の嘱託）

第二条　法第五十二条第一項の規定による公告（法第五十一条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。次条において同じ。）があった権利集積配分一括計画に係る土地について、法第五十二条第三項の規定により所有権が移転した場合において、当該所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求があるときは、市町村は、当該構想適合事業者のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

（嘱託による登記手続）

第三条　前条の規定により登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、前条の規定により登記を嘱託する旨を嘱託情報の内容とし、かつ、法第五十二条第一項の規定による公告があったことを証する情報及び登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（登記識別情報の通知）

第四条　登記官は、第二条の規定による嘱託に基づき同条の登記を完了したときは、速やかに、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知しなければならない。

2　前項の規定により登記識別情報の通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

（代位による登記の嘱託）

第五条　市町村は、第二条の規定により登記を嘱託する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わって嘱託することができる。

一　土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人

二　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人

三　所有権の保存の登記　表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人

四　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

（代位による登記の登記識別情報）

第六条　第四条の規定は、前条の規定による嘱託に基づいて同条第三号又は第四号に掲げる登記を完了したときについて準用する。

（法務省令への委任）

第七条　この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

この政令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三十五号ロ中「。以下「八：二フルオロテロマーアルコール」という。」を削り、同項第三十六号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中「第七条の表二十一の項」を「第七条の表二十二の項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　ペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）関連物質（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は［トリデカフルオロアルキル）スルフィニル］オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。）

第一条第二項中「前項第三十五号ハ」の下に「又は第三十七号」を加える。